

別表第 13 遺伝子改変マウスの作製料等の額(第 26 条関係)

区分		単 位	料金			
			委託者が国、 国立大学法人 又は大学共同 利用機関法人 の場合	委託者が左 欄以外の場合		
遺伝子導入マウスの作製及び供給	委託者から DNA 溶液の送付を受けて作製し、供給する場合	1 件	325,890 円	423,660 円		
キメラマウスの作製及び供給	委託者から ES 細胞の送付を受けて作製し、供給する場合	1 件	322,360 円	419,070 円		
寄託保存凍結胚又は寄託保存凍結精子からの供給	寄託者の同意を得て、凍結胚を供給する場合	1 件	144,530 円	187,890 円		
	寄託者の同意を得て、マウス個体として供給する場合	1 件	174,230 円	226,500 円		
	寄託者の同意を得て、凍結精子を供給する場合	1 件	26,350 円	34,260 円		
その他の作製等 (凍結保存を含む。)	委託者から、マウス個体の送付を受けた場合	胚及び精子を作製する場合	1 件	167,950 円	218,340 円	
		精子を作製する場合	1 件	39,510 円	51,370 円	
		胚を作製する場合	1 件	131,350 円	170,760 円	
	加算料金又は委託者から、凍結胚若しくは凍結精子の送付を受けた場合	凍結保存する場合	1 年間	13,680 円	17,790 円	
		マウス個体で返還する場合	精子からの場合 高度免疫不全マウスの場合	1 件	259,580 円	337,460 円
			高度免疫不全マウスの場合以外	1 件	131,790 円	171,330 円
		胚からの場合	高度免疫不全マウスの場合	1 件	131,150 円	170,500 円
			高度免疫不全マウスの場合以外	1 件	43,150 円	56,100 円
		遺伝子改変マウスの個体識別		1 件	510 円	670 円